

北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらが実質的に支配する
法人等に対する支払行為の禁止等に関する Q&A
(目次)

(問 1)

「実質的に支配されている法人等」とは、具体的にどのようなものを指すの
ですか。……………P2

(問 2)

「海外に所在する北朝鮮人労働者の雇用等を通じて北朝鮮を支援する法人等
との取引」とは、具体的にどのようなものを指すのですか。……………P3

(問 3)

「各国によるこのような措置の対象となり得る個人・団体」とは、
どのような個人・団体を指すのですか。……………P4

(問 4)

関連国連安保理決議では、具体的にどのような活動が禁止され
ているのですか。……………P5

<参考>

関連安保理決議により制裁対象に指定された個人・団体……………P6

**北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらが実質的に支配する
法人等に対する支払行為の禁止等に関する Q&A**

(問 1) 「実質的に支配されている法人等」とは、具体的にどのようなものを指すのですか。

(答)

- 「実質的に支配されている法人等」とは、個別の事案に即して具体的に判断する必要がありますが、一つの基準としては、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等が発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員
の過半数以上を北朝鮮に住所等を有する者が占めている場合（50%ルール）
が該当します。

(問 2) 「海外に所在する北朝鮮人労働者の雇用等を通じて北朝鮮を支援する法人等との取引」とは、具体的にどのようなものを指すのですか。

(答)

- 我が国は拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を目指し、本年 2 月、我が国独自の対北朝鮮措置を発表しました。これを受け、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下、「外為法」という。）に基づき、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらのものにより実質的に支配されている法人等に対する支払は、人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き、原則禁止する措置を実施しております。

- 一方で、「北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらのものにより実質的に支配されている法人等」に該当しないながらも、北朝鮮以外の外国において、北朝鮮人労働者を多数雇用し、当該労働者に支払われた賃金等が北朝鮮による利用に繋がっているような法人等も存在しているものと考えられます。このように、間接的な形で北朝鮮を支援している可能性のある法人等との取引については、慎重な対応を行うようお願いします。

(問 3) 「各国によるこのような措置の対象となり得る個人・団体」とは、具体的にどのような個人・団体を指すのですか。

(答)

- 「各国によるこのような措置の対象となり得る個人・団体」の主な例としては、
- ① 関連安保理決議の規定に違反している疑いのある個人・団体のみならず、
 - ② 安保理、各国等により制裁対象に指定された個人・団体（別紙 1、2 及び 3 参照）、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人・団体又はそれらにより所有され若しくは管理される団体も含まれます。

(問 4) 関連国連安保理決議では、具体的にどのような活動が禁止されているのですか。

(答)

○関連安保理決議により求められている活動の主な例は以下のとおりです。

- (1) 北朝鮮に対する全ての武器、関連物資等の直接・間接の供給、販売又は移転の防止（安保理決議第 1718 号 8 (a) 、第 1874 号 10、第 2270 号 6）
- (2) 北朝鮮からの石炭、鉄及び鉄鉱石の直接・間接の供給、販売又は移転、及び北朝鮮からのこれらの物資の調達への禁止（安保理決議第 2270 号 29）
- (3) 北朝鮮からの金、チタン鉱石、バナジウム鉱石及びレア・アースの直接・間接の供給、販売又は移転、及び北朝鮮からのこれらの物資の調達の禁止（安保理決議第 2270 号 30）
- (4) 北朝鮮に対する奢侈品の直接・間接の供給、販売又は移転の防止（安保理決議第 1718 号 8 (a) 、第 2094 号 23、第 2270 号 39）
- (5) 安保理により制裁対象に指定された団体、それらのために行動する個人・団体と直接的又は間接的に合併企業又はその他のいかなる商業取決めにも参加することの禁止（安保理決議第 2270 号 15）